



平成 18 年 5 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役 氏家 忠彦
(TEL . 03 - 6238 - 3000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 2 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります(変更案第 10 条)。

株主総会の開催地の規制が任意とされたことから、株主総会をより柔軟に開催するため、該当する定款規定を削除するものであります(現行定款第 13 条削除)。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会においてより充実した情報の開示ができるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 17 条)。

株主総会に出席することができる代理人の数を 1 名に制限することを明確化するものであります(変更案第 19 条第 1 項)。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 26 条)。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 35 条第 2 項)。

剰余金の配当等の対象となる財産が広がったことから、その除斥期間についても適切に定める
ものであります（変更案第 39 条）。

- (2) 今後の事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります（変更案第 2 条第 1 項）。
- (3) 以上の変更に加え、「会社法」、「整備法」、「会社法施行規則」、「会社計算規則」の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、章・条の構成や順序、条数、一部表現の変更等を行うものであります。
- (4) 附則につきましては、不要となりましたので削除するものであります。
- (5) なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。
- 当会社に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め（変更案第 4 条）。
- 当社は株券を発行する旨の定め（変更案第 7 条）。
- 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第 12 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条（商 号） 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと称し、英文では Seven & i Holdings Co., Ltd. と表示する。	第 1 条（商 号） 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと称し、英文では Seven & i Holdings Co., Ltd. と表示する。
第 2 条（目 的） 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 百貨小売業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業 (2) ~ (12)(省 略) (13) 美術品の販売業 (14) ~ (71)(省 略) (新 設) (72)前各号に附帯または関連する一切の事業 当社は、前項各号の事業および前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。	第 2 条（目 的） 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 百貨小売業 <u>その他商業</u> およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業 (2) ~ (12)(省 略) (13) 美術品、銃砲刀剣類の販売および修理業 (14) ~ (71)(省 略) (72)一般および特定労働者派遣事業 (73)前各号に附帯または関連する一切の事業 <u>2.</u> 当社は、前項各号の事業および前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。
第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区におく。 (新 設)	第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
第 4 条（公告の方法） 当社の公告は、 <u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して、これを行う。</u>	第 4 条（機 関） <u>当社は、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
	第 5 条（公告の方法） 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条（発行する株式の総数） <u>当社の発行する株式の総数は、45 億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式の数を減ずる。</u> （新 設）</p> <p>第 6 条（自己株式の取得） <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第 7 条（<u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>） <u>当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</u> <u>当社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> （新 設）</p> <p>第 8 条（<u>単元未満株式の買増し</u>） <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第 9 条（<u>名義書換代理人</u>） <u>当社は、株式について名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人においてこれを取り扱う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条（発行可能株式総数） <u>当社の発行可能株式総数は、45 億株とする。</u></p> <p>第 7 条（<u>株券の発行</u>） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条（<u>自己の株式の取得</u>） <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u> 2. <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条（<u>単元未満株式についての権利</u>） <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> （1）<u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> （2）<u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> （3）<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> （4）<u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第 11 条（<u>単元未満株式の買増し</u>） <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 12 条（<u>株主名簿管理人</u>） <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条(基準日) <u>当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とすることができる。</u> <u>前2項のほか必要のあるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その権利を行使することのできる株主とすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第11条(株式取扱規則) <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、質権の登録および信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株主としての諸届その他株式に関する手続ならびにその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第13条(株式取扱規則) <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	
<p>第12条(開催の時期) <u>定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて、随時これを招集する。</u></p>	<p>第14条(招 集) <u>当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>第13条(招集の場所) <u>株主総会は、東京都において、これを招集する。</u> <p style="text-align: center;">(新 設)</p></p>	<p>(削 除)</p> <p>第15条(定時株主総会の基準日) <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p>
<p>第14条(総会の議長) <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u> <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> <p style="text-align: center;">(新 設)</p></p>	<p>第16条(招集権者および議長) <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <p>2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p></p>
	<p>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書および監査報告書に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第 18 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>商法第 343 条に定める特別決議は、本定款に別段の定めある場合を除くほか、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって、これを行う。</p>	<p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>第 16 条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 19 条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 17 条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 4 章 取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 （第 5 章を統合）</p>
<p>第 18 条（取締役会の権限） 取締役会は、法令および本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 19 条（取締役会の招集） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>（条文を分割し、第 24 条および第 25 条に移設ならびに一部変更）</p>
<p>第 20 条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 21 条（議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 5 章 取締役</p>	<p>（第 4 章に統合）</p>
<p>第 22 条（定員） 当会社の取締役は、18 名以内とする。</p>	<p>第 20 条（員数） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条(選任) (新設) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第24条(任期) 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第25条(役付取締役) (新設) 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第26条(代表取締役) 取締役社長は、会社を代表する。 前項のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を定めることができる。 (第19条より移設し、一部変更)</p> <p>(第19条より移設し、一部変更)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条(報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第21条(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。 (削除)</p> <p>第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条(取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第27条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条（取締役の責任軽減等） <u>当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 監 査 役 会</p>	<p>第 28 条（取締役の責任軽減等） <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 （第 7 章を統合） （削 除）</p>
<p>第 29 条（監査役会の権限） <u>監査役会は、法令に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。</u></p>	<p>（第 33 条へ移設し、一部変更）</p>
<p>第 30 条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	
<p>第 31 条（監査役会の決議） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 32 条（議事録） <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第 7 章 監 査 役</p>	<p>（削 除）</p> <p>（第 5 章へ統合）</p>
<p>第 33 条（定 員） <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>第 29 条（員 数） （現行どおり）</p>
<p>第 34 条（選 任） （新 設） <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>第 30 条（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 35 条（任 期） <u>監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 31 条（任 期） <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 36 条（常勤の監査役） <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 32 条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第30条より移設し、一部変更)</p> <p>第37条(報酬) 監査役の報酬額は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第38条(監査役の責任軽減) 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第39条(営業年度) 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、その年度の末日をもって、決算期とする。</p> <p>第40条(利益配当金) 当社の利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p>第41条(中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当として金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>第42条(配当金等の支払期間) <u>利益配当金および前条所定の金銭は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条(設立に際して発行する株式) <u>当社の設立は、商法第364条の株式移転による。</u> <u>当社の設立に際して発行する株式総数は、普通株式1,346,383,002株とする。</u></p>	<p>第33条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第34条(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第35条(監査役の責任軽減等) 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p>第37条(剰余金の配当の基準日) 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年2月末日とする。</p> <p>第38条(中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第39条(配当金等の除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金ならびにその他の交付財産には利息を付さず、その交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。</u></p> <p>(削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第2条（最初の営業年度）</u> <u>当社の最初の営業年度は、第39条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成18年2月末日までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第3条（最初の監査役任期）</u> <u>当社の最初の監査役任期は、第35条第1項の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第4条（最初の取締役および監査役報酬）</u> <u>第27条および第37条の規定にかかわらず、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、月額総額5,000万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役報酬は、月額総額500万円以内とする。なお、取締役報酬額には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとする。</u></p>	(削 除)

以 上